

尾崎市情報公開及び個人情報保護制度 の運用状況（令和3年度実績）

1 情報公開制度

(1) 開示請求件数及び処理状況

令和3年度の公文書開示請求の件数は合計484件で、前年度の505件から21件減少した。

なお、下表中「その他」の25件は、請求受付後取り下げられたものが23件、存否応答拒否が2件である。また、不開示として処理された47件のうち43件は文書不存在のためである。

年 度	区 分	請求件数	処 理 状 況			
			開 示	部分開示	不開示	その他
平成元～30 年度	開示請求	7, 434	2, 520	3, 988	651	275
	閲覧申出	110	55	32	13	10
	計	7, 544	2, 575	4, 020	664	285
令和元年度	開示請求	424	98	277	34	15
	閲覧申出	—	—	—	—	—
	計	424	98	277	34	15
令和2年度	開示請求	505	122	319	42	22
	閲覧申出	—	—	—	—	—
	計	505	122	319	42	22
令和3年度	開示請求	484	101	311	47	25
	閲覧申出	—	—	—	—	—
	計	484	101	311	47	25
計	開示請求	8, 847	2, 841	4, 895	774	337
	閲覧申出	110	55	32	13	10
	計	8, 957	2, 896	4, 927	787	347

(2) 実施機関別件数

公文書開示請求の実施機関別件数は次のとおりである。

実 施 機 関	請 求
議 会	1 (1)
市 長	4 1 9 (4 1 8)
教育委員会	2 1 (4 1)
選挙管理委員会	2 (1)
公平委員会	0 (0)
監査委員	1 (3)
農業委員会	0 (0)
固定資産評価審査委員会	2 (0)
公営企業管理者	1 6 (2 0)
消防長	1 9 (2 0)
指定管理者	3 (1)
尼崎市土地開発公社	0 (0)
合 計	4 8 4 (5 0 5)

※ () 内は前年度件数

2 個人情報保護制度

(1) 保有個人情報開示請求件数及び処理状況

令和3年度の保有個人情報開示請求は合計132件で、前年度の104件から28件増加した。

なお、下表中「その他」の1件は、請求受付後取り下げられたものである。また、不開示として処理された17件のうち16件は文書不存在のためである。

年 度	請求件数	処 理 状 況			
		開 示	部分開示	不開示	その他
平成元～30年度	1,248	578	428	175	67
令和元年度	114	32	65	16	1
令和2年度	104	24	61	14	5
令和3年度	132	44	70	17	1
計	1,598	678	624	222	74

(2) 実施機関別件数

保有個人情報開示請求の実施機関別件数は次のとおりである。

実 施 機 関	請 求
議 会	0(0)
市 長	119(91)
教育委員会	4(7)
選挙管理委員会	0(0)
公平委員会	0(0)
監査委員	1(1)
農業委員会	1(0)
固定資産評価審査委員会	0(0)
公営企業管理者	0(0)
消防長	3(3)
指定管理者	3(2)
尼崎市土地開発公社	1(0)
合 計	132(104)

※ () 内は前年度件数

(3) 保有個人情報訂正、利用停止請求件数及び処理状況

令和3年度の保有個人情報訂正、利用停止請求については0件であった。

(4) 目的外利用状況

令和3年度の目的外利用状況は157件となっている。目的外利用の基準別では、尼崎市個人情報保護条例第8条に掲げた基準のうち、「実施機関がその所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由があると認められるとき」が多かった。

年 度	総 数	目 的 外 利 用 の 基 準			
		法 令	本人同意	事務事業	審査委員会
令和3年度	157	11	22	124	0

(5) 外部提供状況

令和3年度の外部提供状況は143件となっており、外部提供の基準別では、尼崎市個人情報保護条例第8条に掲げた基準のうち、「他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、当該保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があると認められるとき」が多かった。

年 度	総 数	外 部 提 供 の 基 準					
		法 令	本人同意	事務事業	統 計	本人利益	審査委員会
令和3年度	143	11	16	109	0	6	1

(6) 個人情報利用業務の届出状況

令和3年度の尼崎市個人情報保護条例第10条に基づく個人情報利用業務の届出は下記のとおりであった。

総 数	開 始	変 更	廃 止
3	1	1	1

3 審査請求に係る諮問・答申の状況

(1) 行政不服審査法改正前（平成元～28年度）の実績

年 度	異議申立て		諮 問 ・ 答 申					
	申 立 件 数	却下等の件数	諮 問 件 数	諮問の 取下げ	答 申 件 数			
					認 容	一 部	棄 却	計
平成元～28年度	115	7	105	4	9	33	41	83

- ※「却下等の件数」には、実施機関限りで棄却した2件（平成5年度及び18年度）を含む。
 ※「諮問件数」105件には、異議申立てによらない「オンライン結合による提供の制限の例外について」（平成18年度）、「津波等一時避難場所設置拡大に係る個人情報の外部提供について」（平成23年度）、「保有個人情報外部提供の制限の例外について」（平成26年度）の3件を含む。
 ※「異議申立て件数」115件のうち4件は平成28年度のもので、原処分が平成27年度中になされたものであることから、行政不服審査法改正前の制度にて処理された。

(2) 行政不服審査法改正後の状況

平成28年度に行政不服審査法が改正され、異議申立ては審査請求となり、審理員審査を経て尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会へ諮問されることとなった。

令和3年度は、審査庁に6件の審査請求があり、諮問は2件、答申は1件行った。

年 度	審査請求		諮 問 ・ 答 申					
	申 立 件 数	取下げ 等件数	諮 問 件 数	審理員 意見書	答 申 件 数			
					妥 当	一 部	取 消	計
平成29年度	4	0	1	棄却1	0	0	0	0
平成30年度	4	3	4	棄却4	2	0	3	5
令和元年度	2	0	1	棄却1	0	0	0	0
令和2年度	3	0	1	棄却1	1	0	0	1
令和3年度	6	4	2	棄却1 取消1	0	0	1	1
計	19	7	9	棄却8 取消1	3	0	4	7

以 上